【最優秀賞】

子ども未来投資基金 ~支える金融、つなぐ金融~

東京大学教養学部 笠原 晃恭

川井 悠莉

中村 仁

藤崎 美沙

0.はじめに -進まない「貯蓄から投資へ」-

金融ビッグバン以来、政府は「貯蓄から投資へ」を強力に推進してきた。わが国の金融資産のほとんどは、現金や預貯金などのリスクが著しく低い金融商品によって運用されており、諸外国と比べて、株や投資信託といったリスク性の金融商品の保有率が著しく低いi。「貯蓄から投資へ」とは、預貯金から株・投信・公社債へのシフトを進めようとするものである。

この方針の背景には、バブル崩壊の教訓と少子高齢化社会の到来がある。バブル崩壊後の金融危機は、「リスクの市場化」iiを通じて、銀行にリスクが集中しない「市場機能を中核とした複線的金融システム」iiiを構築する教訓を残した。また、本格的な少子高齢化時代を迎え、1500兆円を超える金融資産を有効活用するニーズが高まってきている。

実際、このような狙いの下、金融庁は「個人投資家の参加拡大」を主要な政策目標に位置づけ、証券税制の優遇・簡素化や投資信託の銀行窓口での販売解禁などの大胆な政策を打ってきた。これら国を挙げての施策の結果、近年、家計の金融資産に占めるリスク性商品の割合が着実に上昇しつつあることがデータから確認できるiv。

しかし、この上昇は、個人向け国債の浸透と好調な株式市場を受けたキャピタルゲインによるものであり、本来の政策目標が達成されているとは言いがたい。たとえば、家計の保有する株式総額はデータ上では上昇を続けているものの、フローで見ると、実際にはここ数年売り越しが続いているv。また、個人投資家の数が増大したのも、株式分割と新規公開によるものであり、株式保有層の割合を見ると、急激に増加したのは外国人投資家で、個人投資家はほぼ変化がないvi。

このように「貯蓄から投資へ」が実際には進んでいないという事実は、国民の素朴な実感からも確認できる。近頃行われた内閣府の特別調査viiにおいては、5 割の国民が『貯蓄から投資へ』を知らない、7 割の国民が『株・投信を今後やる予定はない』と答えている。

このままでは「貯蓄から投資へ」という政府のスローガンが空回りに終わってしまう恐れがある。

1.問題意識 -原因の本質はどこに?-

さて、政府の施策にもかかわらず、「貯蓄から投資へ」がなかなか浸透しない原因は何故であろうか。先ほどの内閣府特別調査によれば、「国民の多くが投資より貯蓄を選ぶ理由」として、半数以上の国民が「安心感」を挙げている。ついで、金融商品自体の仕組みやその購入方法に関する「知識不足」が挙がる。

そして、最後に証券会社や証券市場に対する「不信感」が挙がり、国に対して、 個人投資家保護の徹底と、市場監視の強化を求める内容となっているviii。

一般に、株や投資信託が預貯金よりもリスクの高い金融商品であることは事実であり、「安心感」を求める国民に投資を迫るのは難しい。しかし、この「安心感」は投資に対する「不安感」の裏返しでもあり、その一部は「知識不足」によるものだと思われる。したがって、政府が「貯蓄から投資へ」を推進していく上でカギとなるのは、①「投資に対する不安感・知識不足の解消」と②「証券市場に対する不信感の払拭」であると言えよう。

後者に対して、金融庁は「国民が安心して参加できる投資環境の整備」を旗印に、証券取引等監視委員会の機能強化や、個人投資家の保護を主要な目的とする金融商品取引法の施行など、証券市場に対する制度的不安感を払拭する施策を次々と実行しており、投資環境の整備はかなり進みつつある。したがって、今必要とされる政策は、これらの施策を広く国民に伝えるとともに、<u>多くの国民が漠然と抱いている「投資に対する不安感・知識不足」を解消していくこと</u>だと言える。

国民の「投資に対する不安感・知識不足」を解消していくためには、国民の金融リテラシー向上が必須である。ここでいう金融リテラシーとは、「金融に関する基本的な知識を持ち、それをもとに適切な意思決定ができること」であり、後天的に身に付けられるものだ。その主要な手段が金融経済教育であり、金融庁や金融広報中央委員会などを中心に進められてきた。

しかし、学校や先生という主体が存在する学生向けの金融経済教育と比して、 社会人向けの金融経済教育はほとんど進んでいない。なぜなら社会人は、金融 機関での資産運用セミナーやメディアなどを通じて、学ぼうと思えば学べる環 境にあり、政府としては国民の自発的な学習を支援する他に手段がないからだ。 したがって、投資に対する心理的抵抗感や消極性などが原因で、自ら学ぼうと しない層に働きかけるのは難しい。

そもそも、近年生じている金融行政の急速な変化は大部分の国民にとって「寝耳に水」というのが実感ではなかろうか。戦後、政府は高度経済成長を促進するために、ひたすら国民に貯蓄を奨励してきた。それがバブル崩壊を経て、急に「貯蓄から投資へ」と転換し、国民各自が突然、自己責任を求められるようになった。金融商品・サービスが高度化する中、これらの変化に対応できない層は、「金融難民」となってしまうix。少子高齢化時代を迎え、個人のライフスタイルにおける金融サービスの役割が重要になる中、自ら学ぼうとしない層に注目し、彼らが金融に興味を持つきっかけを提供することが今、必要とされている政策である。

では、この層にどうやって働きかけていくのか。この点が私たちの政策提言のポイントである。金融に対する直接的な興味を喚起するという従来の発想を 転換し*、私たちの提案では、金融以外の興味・関心から出発して金融に導いて いくアプローチを柱とする。加えて、行政の絡むスキームを考案し、行政の安 心感を利用することで、参加しやすい制度とする。

2.政策提言の導入

以上から今回私たちが提案するのは「子ども未来投資基金」である。<u>これは</u>端的にいえば子どもの教育・自立のための資金を長期的に運用する投資口座であり、この口座の運用を通じて今まで投資を考えた事も無かった層に考える機会を提供し、社会人の金融リテラシーの向上を図る。

私達がここで子どもに注目した理由は次の通りである。出産と同時に親は子どもの幸せな成長を祈り、家計の資金計画に対する長期的な興味・関心を持つ。そこでその興味・関心の受け皿として、一般の目を引き、補助金が支給され、参加しやすい投資口座を開設することで、彼らを投資環境へと誘導できる。従来、金融に対して心理的抵抗感を感じていた層も、子育て資金の運用という、ポジティブなイメージを持つ形なら、投資に参加しやすいだろうという狙いもある。親や祖父母の、子どもの幸せな成長を願う想いを支援していく形こそ、「金融を投機とみなす風潮」を打破するものとなるだろう。

3.政策提言の具体像

次に「子ども未来投資基金」の具体像を説明する。<u>この基金は子どもを産んだ親が出産後一年以内に開設できる新しいタイプの投資口座である。</u>親は、証券会社にこれを開設し、子どものための資金の運用に用いることができる。<u>口座開設時に政府から、出産祝い金 10 万円が振り込まれる。</u>この口座には優遇税制が適用され、贈与税や相続税、譲渡益・分配金・配当金に対する課税が免除される。この口座は子どもが 18 歳になった時点で自動的に解約され、子ども自身の口座に全額残り資産が移動される。<u>入金は限度額の 500 万円までいつでも可能であるが、出金が制限される点が特徴である。</u>出金は、小中高の入学時ないしはそれに相当する三回だけ特例的に認められ、一回あたりの最大引き出し額は 50 万円に限定される。これは、口座の目的が「子育て資金の調達」でもあり、節目の時期にはまとまったお金が必要であることに配慮したものである。残った資金は、新しく社会に参加する子ども達が、大学の入学金や新生活の準備資金などの形で、自ら活用することが期待される。

この口座に提供される金融商品は以下の三種類とするxi。これらの金融商品

は、今まで金融に馴染みがなかった層でも参加しやすいよう工夫して設計した。 ①「しあわせ貯蓄(ボランティア貯蓄)」

これは通常の証券会社が提供するマネー・リザーブ・ファンド (MRF) であるが、運用益の一部を、環境・教育・国際支援などの分野の活動に寄付するものである。従来の預貯金と同様、低リスク低リターンの運用ニーズを満たすために導入した。また、金融と社会貢献を組み合わせることで、今まで「ギャンブルとしての金融」に抵抗があった人々でも受け入れやすくなると期待できる。

②「おまかせ運用(投資信託)」

これは通常の投資信託であり、特に提供される投信の種類には制限を設けない。「資産運用に興味はあるが、自ら投資判断することに抵抗を感じる層」をターゲットとしており、今後、日本で投資が普及していく場合の起爆剤となると思われる。この仕組みの一番のポイントは、従来金融になじみがなかった層がこの口座に参加することを考慮し、金融リテラシーの向上や投資家保護の徹底を目指すことだ。具体的には、①個人投資家がこの口座を通じて投信を購入する際、証券会社に確認すべき項目のチェックリストを行政が作成・配布しxii、②証券会社に対しては、金融商品取引法が定める販売時の説明責任に加え、購入後も個人投資家の金融リテラシー向上を図る努力を義務付ける。これによって、証券会社と個人投資家の両方からアプローチできる。また、国の裏付けを得た説明による安心感を得られるため、個人投資家がより参加しやすい仕組みとなる。

③「じぶんで運用(株・公社債)」

最後にこれは、各企業の株式や個人向け国債、地方債を買う窓口となるものだ。原則として運用は自己責任のもと行われるが、この枠組みのポイントは、従来投機性が強かったこの分野で、子どもの成長を見すえた長期スパンの運用を促進できることだ。そのために、例えばこの口座を通じて株式の長期保有に対してインセンティブを付与したり、国や地方公共団体、企業が個人向けに小口の公社債を販売したりできるだろう。

この三種類の金融商品の選択(運用手法の選択)については、口座の開設者が資金の配分も含めて決定し、いつでも変更することができる。国としては財務局に窓口を設けて、その地域のフィナンシャルプランナーや税理士などの専門家を紹介することで、口座利用者の相談の需要に応じる。このスキームであれば、開設時には投資に関心がなかった層も、子供の成長と並行して長期的に選択肢に向かい合える。また、運用手法を変えたり、組み合わせていく道が常に開かれ、国から相談相手の斡旋も受けられるので、金融リテラシーの実質的向

上も見込める。

国側の担当機関としては独立行政法人「子ども未来投資基金」を設立し、口座情報の管理と寄付資金の公正な使用を義務付ける。

4.政策提言のまとめ

私たちは、「貯蓄から投資へ」を促進するために、子供の教育資金の運用のために用いる新しいタイプの投資口座を提言した。これは、「金融難民予備軍」に対し、直接的な興味を喚起するのではなく、子育てという機会を利用して、長いスパンの中で金融と向き合ってもらおうと考えたものである。

しかし、本案の長所は上述の点にとどまらない。まず、少子化が叫ばれている今だからこそ「子育てを支える金融」は、世論の理解が得やすいだろう。子どもの将来のための資金運用を手助けすることで、少子化対策の一助となるので、政策的なシナジーが期待できよう。

また、現在我が国の資産の大半を中高年が保有している。その資金を、証券市場を経由して子供の未来のために使うことは、必要とされているところにお金を融通するという金融の本来の姿を表している。そしてこれは、財政赤字の問題に代表される、世代間の不均衡感を解消するのに寄与するだろう。現在、年金問題において若者世代の負担が強調され、不公平感が増している。子どもたち自身が、この口座を通じて身近な人に成長を助けられたという実感を持てれば、自分が高齢者を支える側に立っていくことに、より積極的な意義を見いだせるはずだ。これこそが、「世代をつなぐ金融」であろう。

そして、金融に「子育て」という新たな価値を担わせる本案は、長期的視野を持った資金運用を普及させるという特徴と合わせて、実質としても、イメージとしても「投機から投資へ」という成熟した日本金融への第一歩となるだろう。

「何のための、誰のための」という問いが置き去りにされていては、いかなる目標も真の共感を得られない。「貯蓄から投資へ」という政策も、抽象的なスローガンとしてではなく、人々の身近な幸せに根ざしたところから進めていかなければいけない。これからを生きる子どもたちのために投資することは、彼らが担う日本の未来に投資することでもある。将来に関して暗い面ばかりが強調されがちな今日、この政策が、世代間をつなぐ懸け橋となると信じている。

<参考文献・Web>

日本銀行 HP (各種統計類)

内閣府 HP (同上)

金融庁 HP(同上)

金融広報中央委員会 HP (同上)

金融庁「金融経済教育懇談会」議事録

金融庁「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」議事録

内閣府「『貯蓄から投資へ』に関する特別世論調査」

金融広報中央委員会「平成 19 年度 家計の金融資産に関する世論調査」

個人投資家について考える研究会「個人投資家と証券市場のあり方」中央経済 社

知るぽると 金融広報中央委員会「平成 19 年 暮らしと金融なんでもデータ」 岩田一政 「資本市場と銀行システムの進化― ユーロマネー日本資本市場コン グレスにおける講演要旨」

柏崎重人「普及促進が期待される個人勘定型年金」大和総研コラム

i 付録図表 A 参照のこと

ii 岩田一政 「資本市場と銀行システムの進化― ユーロマネー日本資本市場コングレスにおける講演要旨」

iii 日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会より

iv 付録図表 B 参照のこと

v 付録図表 C 参照のこと

vi 付録図表 D 参照のこと

vii 内閣府「貯蓄から投資へ」に関する特別世論調査

viii 以上、付録図表 E を参照のこと

ix 投資に対する心理的抵抗感が原因で、自ら金融と関わろうとしてこなかった層を以下では「金融難民予備軍」と呼ぶ。

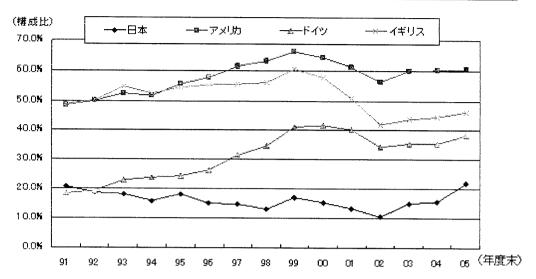
xたとえば、金融広報中央委員会による「金融学習ナビゲーター」の作成など。

xi この三種類を提供することを、証券会社の参加条件とする。

xii チェックリストは、最終プレゼンの場で実際に作成したものを配る予定である。

<付録図表>

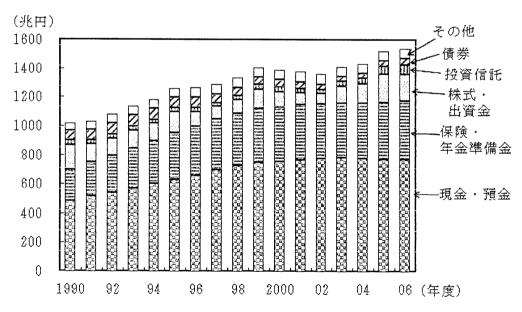
【図表 A】-家計金融資産に占めるリスク性資産の保有状況・国際比較-



柏崎重人「普及促進が期待される個人勘定型年金」大和総研コラムから転載

【図表 B】-家計金融資産の内訳推移-

図1. 家計の金融資産残高の推移

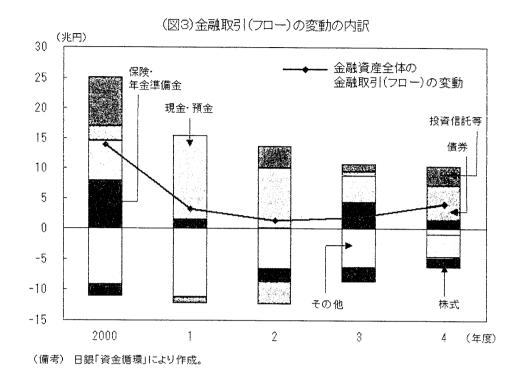


(備考)1. 日本銀行「資金循環統計」により作成。

2. 債券は、株式以外の証券(国債、金融債、事業債、信託受益証券等)から 投資信託を除いたもの。

内閣府、今週の指標 No.814「家計資産における投資信託の広がり」から転載

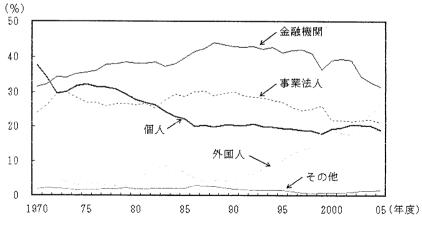
【図表 C】-株式の売り越しが続く家計の金融取引-



内閣府、今週の指標 No.650「多様化しつつある家計の金融取引」から転載

【図表 D】一進まない個人投資家による株式保有一

図2 投資部門別株式保有比率の推移



- (備考) 1. 東京証券取引所「株式分布状況調査」による。
 - 2. 保有比率は、市場価格ベースによる。
 - 3. 金融機関は投資信託、年金信託を除く(ただし、1978年度以前については、年金信託を含む)。

内閣府、今週の指標 No.740「株式市場における個人投資家の動向」から転載

【図表 E】内閣府「貯蓄から投資へ」に関する特別世論調査 H19.7

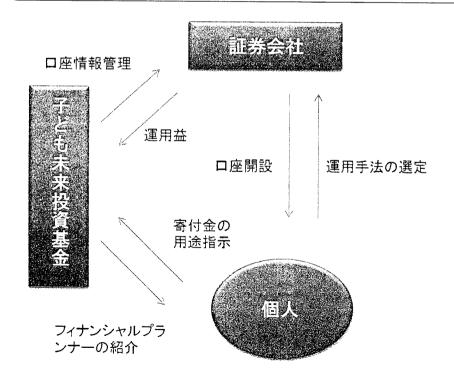
①国民の多くが投資より貯蓄を選ぶ理由 (複数回答)

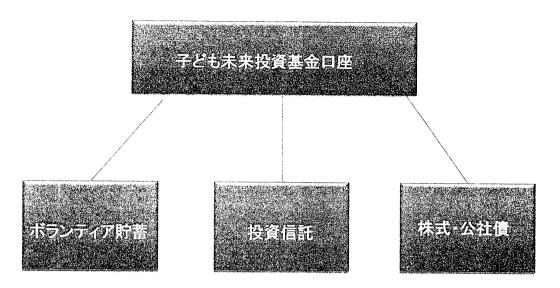
- ・お金は銀行や郵便局に預けていれば安心だと思うから 52.3%
- ・株式や投資信託は、収益を期待できる半面、元本が減る可能性もあるから 43.3%
- ・株式や投資信託のことをよく知らないから(商品性がわかりにくいから) 40.2%
- ・株式や投資信託をどのように購入したらよいかわからないから 32.2%
- ・証券会社や証券市場に対する不信感が強いから 28.4%

②重要と思う国の取組(複数回答)

- ・商品内容やリスク(損失の可能性)の説明を強化する等、個人投資家を保護する ための制度を整備すること 41.4%
- ・違反企業や不公正な取引の取締りを強化すること(市場監視の強化) 38.1%
- ・株式保有や売買による利益に対する税負担を軽減すること(税制上の優遇措置) 26.9%
- ・納税手続を簡素化すること(特定口座制度の導入) 25.5%

【図表 F】子ども投資基金の具体的スキーム①-組織の関係図





- 〇口座開設は出産後、1年以内に行うものとする。
- 〇引き出しは子どもが 18 歳になるまで基本的にできないが、特例として小中高の入学ないしはそれに相当する時期に限って一年間 50 万円までを引き出し可能とする。
- 〇ただし、引き出した後の口座残高が10万円を切ることはできないものとする。
- 〇独立行政法人「子ども未来投資基金」(以下、行政法人と呼ぶ)は毎年の報告書に 寄付の用途を記載して口座運用者宛てに送付する。
- ○登録してある民間金融機関は、行政法人に対して登録手数料を毎年払い、三種類の金融商品の提供を義務付けられる。
- 〇子どもの将来のための資金を育てる事が目標のため、あまり投機的な運用ができないように、株の全口座に占める割合は 50%未満とする。
- ○行政法人は、この口座を提供する金融機関の選定・登録を担う。
- 〇親は、出生届を出す時に役所でこの仕組みの概要が書かれたパンフレットと申込書を受け取り、行政法人の HP を閲覧して証券会社の選定を行う。開設は、通常の投資口座と同様に、店頭・郵送・ネット上での申し込みによって可能にする。以後の口座運用は基本的に開設者が行うものとする。
- Oこの政策提言は、米国の Individual Retirement Account と英国の Child Trust Fundを一部、参考にした。